

○今治市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

平成17年 1月16日

規則第226号

改正 平成27年 2月26日規則第 4号

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成17年今治市条例第245号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設を要しない建築物)

第2条 条例第4条ただし書の規定による駐車施設を必要としない建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条及び第39条に規定する乳児院及び保育所
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の統合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園

(駐車施設の区画)

第3条 駐車施設は、駐車のために供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車のために供する部分を1台ごとに区分しなければならない。

(特例に関する承認)

第4条 条例第9条第2項の規定による駐車施設の承認を受けようとする者は、駐車施設設置（変更）承認申請書（別記様式第1号）に別表第1及び別表第2に掲げる図面を添えて市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、承認又は不承認の決定をしたときは、駐車施設承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(立入検査の際の身分証明書)

第5条 条例第12条第2項の規定による職員の身分を示す証票は、身分証明書（別記様式第3号）による。

(措置命令)

第6条 条例第13条の規定による措置命令は、措置命令書（別記様式第4号）による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年 1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の今治市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（昭和51年今治市規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年2月26日規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 地区又は区域  | 駐車場整備地区又は商業地域等  |   | 周辺地区   |
|---------|---|---|--|
| 建築物の用途  | その建築物の全部を特定用途に供するもの   | その建築物の全部を非特定用途に供するもの  | その建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの  |
| 建築物の規模  | 延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。以下同じ。）が1,000平方メートルを超えるもの                     | 延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの  | 特定用途に供する部分の延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの  |
| 駐車施設の規模 | 延べ面積が1,000平方メートルを超える部分（増築にあつては、この部分のうち増築に係る部分とする。）の面積に対して200平方メートルまでごとに1台 | 延べ面積が3,000平方メートルを超える部分（増築にあつては、この部分のうち増築に係る部分とする。）の面積に対して300平方メートルまでごとに1台 | 特定用途に供する部分の延べ面積が3,000平方メートルを超える部分（増築にあつては、この部分のうち増築に係る部分とする。）の面積に対して300平方メートルまでごとに1台 |

別表第2（第4条関係）

| 地区又は区域 | 駐車場整備地区又は商業地域等                   |                             | 周辺地区                             |                             |
|--------|----------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
|        | 特定部分の延べ面積                        | 特定部分の延べ面積                   | 特定部分の延べ面積                        | 特定部分の延べ面積                   |
| 建築物の規模 | が用途変更によって、1,000平方メートルを超えることとなるもの | が既に1,000平方メートルを超えているものの用途変更 | が用途変更によって、3,000平方メートルを超えることとなるもの | が既に3,000平方メートルを超えているものの用途変更 |
| 駐車施設   | 特定部分の延べ面積                        | 増加する特定部分の                   | 特定部分の延べ面積                        | 増加する特定部分の                   |

|     |   |                          |   |                          |
|-----|---|--------------------------|---|--------------------------|
| の規模 | が1,000平方メートルを超える部分の面積について200平方メートルまでごとに1台 | 延べ面積について200平方メートルまでごとに1台 | が3,000平方メートルを超える部分の面積について300平方メートルまでごとに1台 | 延べ面積について300平方メートルまでごとに1台 |
|-----|---|--------------------------|---|--------------------------|

別記様式第1号(第4条関係)

| 駐車施設設置(変更)承認申請書   |   |                               |                 |   |                      |                  |   |       |   |   |                |   |   |
|---|---|-------------------------------|-----------------|---|----------------------|------------------|---|-------|---|---|----------------|---|---|
|   |   |                               |                 |   |                      |                  |   |       |   |   | 年              | 月 | 日 |
| 今治市長 様  |   |                               |                 |   |                      |                  |   |       |   |   |                |   |   |
| (法人にあつては主たる事務所の所在地)<br>設置者住所<br>(法人にあつては名称及び代表者の氏名)<br>氏名<br>電話( )— |   |                               |                 |   |                      |                  |   |       |   |   |                |   |   |
| 次のとおり駐車施設を設置(変更)したいから承認を申請します。                                      |   |                               |                 |   |                      |                  |   |       |   |   |                |   |   |
| 駐<br>車<br>施<br>設  | 設置場所                                      | 今治市                           |                 |   |                      |                  |   |       |   |   |                |   |   |
|   | 敷地の権利                                     | 1 自己所有                        |                 |   | 2 借地                 |                  |   | 3 その他 |   |   |                |   |   |
|   | 使用承認者                                     | 住所又は所在地                       |                 |   |                      |                  |   |       |   |   |                |   |   |
|   |   | 氏名又は名称                        |                 |   |                      |                  |   |       |   |   |                |   |   |
|   | 規<br>模                                    | 区 分                           | 面 積 及 び 駐 車 台 数 |   |                      |                  |   |       |   |   |                |   |   |
| 建 築 物 内   |   | m <sup>2</sup>                |                 | 台 |                      | 合 計              |   |       |   |   |                |   |   |
|   |   | m <sup>2</sup>                |                 | 台 |                      | m <sup>2</sup> 台 |   |       |   |   |                |   |   |
| 建<br>築<br>物   | 所在地                                       | 今治市 1 駐車場整備地区 2 周辺地区<br>商業地域等 |                 |   |                      |                  |   |       |   |   |                |   |   |
|   | 用途  | 1 特定 m <sup>2</sup>           |                 |   | 2 非特定 m <sup>2</sup> |                  |   |       |   |   |                |   |   |
| 延 べ 面 積   | 階   | B                             | 1               | 2 | 3                    | 4                | 5 | 6     | 7 | 8 | 合 計            |   |   |
|   | 面積  | m <sup>2</sup>                |                 |   |                      |                  |   |       |   |   | m <sup>2</sup> |   |   |
| 駐車施設を附置できない理由   |   |                               |                 |   |                      |                  |   |       |   |   |                |   |   |
| ※受付   | 年 月 日 第 号                                 |                               |                 |   |                      |                  |   |       |   |   |                |   |   |
| ※建築物  | 確認(許可)申請受付                                | 年 月 日 第 号                     |                 |   |                      |                  |   |       |   |   |                |   |   |
|   | 確認(許可)年月日                                 | 年 月 日 第 号                     |                 |   |                      |                  |   |       |   |   |                |   |   |
| 備考  | 駐車施設を附置できない建築物の詳細図及び敷地や周辺道路の状況図を添付してください。 |                               |                 |   |                      |                  |   |       |   |   |                |   |   |

※印は、記入しないでください。

別記様式第2号(第4条関係)

|  |  |
|--|--|
| <p>駐車施設承認(不承認)通知書</p>                            |  |
| <p>年 月 日</p>                                     |  |
| 住 所  |  |
| 氏 名  | 様  |
|  | 今治市長 印                                       |
| <p>年 月 日付けで申請のあったことについて、次のとおり承認(不承認)の通知をします。</p> |  |
| 駐車施設の設置場所  | 今治市  |
| 駐 車 規 模  | 駐車面積          m <sup>2</sup> 駐車台数          台 |
| 建築物の設置場所   | 今治市  |
| 条 例 に よ る<br>最 小 附 置 台 数                         | 台  |
| 承 認 事 項  |  |
| そ の 他  |  |

別記様式第3号(第5条関係)

(表)

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| 第                                    | 号      |
| 身 分 証 明 書                            |        |
| 住 所                                  |        |
| 氏 名                                  |        |
| 年 月 日生                               |        |
| 上記の者は、駐車施設の立入検査をする職権を有する者であることを証明する。 |        |
| 年 月 日                                | 今治市長 印 |

(裏)

今治市建築物における駐車施設の附置等に関する条例  
(平成17年今治市条例第245号)抜すい

(立入検査等)

第12条 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、提示しなければならない。

別記様式第4号(第6条関係)

措 置 命 令 書

年 月 日

住 所  
氏 名 様

今治市長 印

建築物の所在地

今治市

建築物の用途及び規模

上記の建築物は、今治市建築物における駐車施設の附置等に関する条例  
第 条の規定に違反しているので、同条例第 条の規定によ  
り次のとおり措置を命ずる。

措置すべき事項

理 由

別記様式第1号（第4条関係）

別記様式第2号（第4条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第4号（第6条関係）